

議案第 49 号

令和 5 年度鴨川市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度鴨川市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 102,654 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,689,047 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 5 年 6 月 30 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,182,230	13,960	2,196,190
	2 国庫補助金	979,536	13,960	993,496
16 県支出金		1,046,456	21,264	1,067,720
	2 県補助金	379,582	21,264	400,846
19 繰入金		1,293,451	5,830	1,299,281
	2 基金繰入金	1,292,727	5,830	1,298,557
22 市債		921,570	61,600	983,170
	1 市債	921,570	61,600	983,170
歳入	合計	17,586,393	102,654	17,689,047

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		5,937,832	37,864	5,975,696
	2 児童福祉費	2,222,572	37,864	2,260,436
10 教育費		1,685,801	64,790	1,750,591
	6 保健体育費	895,585	64,790	960,375
歳 出 合 計		17,586,393	102,654	17,689,047

第2表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(仮称) 総合運動施設交流棟整備事業	184,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをすることができる。	245,800	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
計	184,200				245,800			